

## 施設使用料の見直しの考え方について

施設使用料については、平成19年度作成「施設使用料の見直しの考え方（以下、「現行方針」という。）」に基づき3年毎に改定を行っているところであり、令和3年度が改定時期に該当する。

受益者負担の適正化を図るため、令和3年度改定に合わせ、これまでの考え方を以下のとおり見直すこととする。

### 1 現行方針の算出方法

現行料金 × 改定率（※） = 改定使用料

※改定率 = (原価×性質別負担割合) ÷ 収入予定額（現行使用料を基にした総収入）

#### 【原価】※決算数値を活用

人件費	施設の維持管理、貸出業務に直接かかる職員人件費（退職給与引当額繰入を含む）
維持管理費	<ul style="list-style-type: none"><li>施設にかかる電気、ガス、水道料金</li><li>清掃や管理、安全点検などにかかる委託経費</li><li>消耗品、備品の購入費（付属設備の使用料を徴収している備品購入費を除く）やクリーニング代などの維持管理経費</li><li>施設管理、受付業務等にかかる印刷経費、消耗品購入費など</li><li>施設の修繕のための工事費（固定資産台帳に資産計上されたものを除く）</li></ul>
減価償却費	建物の減価償却費

#### 【施設の性質別負担割合】

<基本的な考え方>

- ① 区民が日常生活を営む上で基本的に必要なものとして整備した施設のコストについては、全額公費（税）で負担する。
- ② 個人による選択性が高く、専ら利用者の便益に資する施設のコストについては、利用者が全額負担することを原則とする。ただし、文化・芸術やスポーツ振興などの政策的な観点から区が整備した施設については、民間類似施設の利用機会なども勘案し、施設コストの一定割合を公費で負担する。

施設の種類	施設名 (例)	経費の負担率	
		利用者	公費
A 福祉施設	障害者福祉会館 (目的内利用)	—	100%
B 集会室	区民活動センター 高齢者会館 目的外利用	50%	50%
C ホール	もみじ山文化センター 野方区民ホール なかの芸能小劇場	70%	30%
D スポーツ施設	体育館 (中野、鷺宮、産業振興センター) 野球場・庭球場 (上高田、哲学堂) 弓道場 (哲学堂) 区立学校 (体育館) 二中、中野中温水プール	70%	30%
E 宿泊施設	少年自然の家	100%	—

## 2 見直し案

受益者負担、税負担の適正化を図るとともに、利用しやすい料金設定による施設利用向上に伴う区民活動の活性化等を図るため、下記のとおり見直しすることとする。

### (1) 減価償却費の減額

施設整備や施設維持に当たっては公費支出しており、税負担の公平性の観点から、利用者には一定の負担を求める必要があり、減価償却費についても同様に扱うことが望ましい。

一方、施設の建設工事については、特定財源 (国都補助) が充当されている施設もあることから、減価償却費の半額を原価に算入するものとする。

### (2) 性質別負担割合の変更

民間類似施設との代替性、選択の幅の観点から整理し、利用者負担率を変更する。

- 特定の区民の利便に供するもので、民間施設との選択の幅が無いもの  
現行 70% ⇒ 見直し案 50%
  - ・ 体育館、野球場、弓道場、学校開放 (体育館)、プール団体利用、公園多目的運動場など
- 特定の区民の利便に供するもので、民間施設との選択の幅が小さいもの  
現行 70% ⇒ 現行のまま
  - ・ ホール、庭球場

- ▶ 特定の区民の利便に供するもので、民間施設との選択の幅が大きいもの  
現行70%⇒見直し案100%
  - ・プール個人利用、トレーニングルーム

### (3) 即時改定の廃止

改定年度以外においても、算定の結果、使用料が現行使用料よりも1割以上下がる場合には、改定を実施することとしているが、過去に実績が無いため、事務効率化の観点から、即時改定の考え方を廃止する。

### (4) 見直し改定期間の変更

現行方針では、3年毎に見直し改定を実施しているが、減価償却費の半額を原価に算入する場合、基本的には原価は大きく変動しないため、3年毎に見直す必要性が乏しいことから、4年毎に変更する。ただし、次回の見直し改定については、スポーツ施設の半額措置が終了する令和6年度に実施する。(令和6年度の次は令和10年度)。

## 3 見直し対象予定施設

別添のとおり。

## 4 消費税増税に伴う使用料への転嫁

消費税が適切に使用料に転嫁されるよう、令和元年度決算において消費税増税前(8%)を適用している支出については、消費税増税後(10%)の金額に積算し直し原価に算入するものとする。

## 5 改定時期

令和3年7月1日施行

## 6 スケジュール(予定)

令和2年6月	議会報告(見直し方針(素案)、主な施設の算定結果)
7月	意見交換会の実施、関係団体への説明
8月	議会報告(見直し方針(案)、全施設の算定結果)
9月～	パブリック・コメントの実施
11月	議会報告(見直し方針、パブリック・コメントの実施結果) 第4回定例会に関連条例の改正案を提出

別添

見直し対象予定施設

施設の分類	施設名等	利用者負担率	
		現行方針	見直し案
A	福祉施設 障害者福祉会館（目的内利用）	-	変更なし
B	集会室 産業振興センター（会議室等）	50%	変更なし
	区民活動センター及び分室		
	高齢者会館		
	公園施設内貸出室		
	目的外利用		
C	ホール もみじ山文化センター	70%	変更なし
	野方区民ホール		
	なかの芸能小劇場		
	産業振興センター（多目的ホール）		
D	スポーツ施設 体育館等（総合体育館、スポーツ・コミュニティプラザ、産業振興センター、学校開放体育館）	70%	50%
	野球場（上高田、哲学堂）		
	弓道場（哲学堂）		
	プール団体利用（スポーツ・コミュニティプラザ、学校開放温水プール）		
	公園多目的運動場(白鷺せせらぎ、本五ふれあい、南台いちょう、平和の森)		
	屋外運動広場（中部スポーツ・コミュニティプラザ）		
	運動施設内会議室		
	庭球場（上高田、哲学堂、上鷺宮区民活動センターテニスコート）		
	プール個人利用（スポーツ・コミュニティプラザ、学校開放温水プール）		100%
	トレーニングルーム（総合体育館、スポーツ・コミュニティプラザ）		
E	宿泊施設 軽井沢少年自然の家	100%	変更なし

※上記以外の施設については、法令等の規定により別途算定する必要があるため、対象としない。